



パートナーシップの宣誓をお考えの方へ

(小山市パートナーシップ宣誓制度利用ガイドブック)

令和7(2025)年4月

小山市



内容

1	パートナーシップ宣誓制度について	1
2	宣誓することができる方	1
3	提出書類	1
4	宣誓に必要なもの	2
5	交付する書類	2
6	宣誓から宣誓証明書交付までの流れ	3
7	宣誓後の手続き	3
8	Q&A	4

1 パートナースhip宣誓制度について

パートナーシップ宣誓制度とは、お互いを人生のパートナーとする宣誓をすることで、市が婚姻に相当する関係と認め、証明書を交付する制度です。

婚姻制度とは異なり、法律上の効力は発生しませんが、お二人が人生のパートナーとして、安心して共同生活ができるよう、支援するものです。

2 宣誓することができる方

双方が以下の(1)～(6)のすべての要件を満たす必要があります。

- (1)双方が共に宣誓する意思があること
- (2)宣誓日に双方が成年*¹に達していること
- (3)双方が小山市に住所を有していること、又は転入予定であること
- (4)配偶者がいないこと（事実上婚姻と同様の関係にある方も含みます）
- (5)宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと
- (6)宣誓者同士が、近親者間(直系血族又は三等親内の傍系血族)、直系姻族間、養親子間*²でないこと

*1：民法（明治29年法律第89号）第4条に規定

*2：民法第734～736条の規定による、婚姻が禁止される関係のこと

3 提出書類

①住所確認書類

- ・本市の住民票の写し
- ・転入予定者は転出証明書や転入予定先の住所が確認できるもの

②独身を証明できる書類

- ・戸籍抄本（3か月以内に発行されたもので、本籍地の市町村で取得）
- ・外国籍の方は、大使館等が発給した婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類（1か月以内に発給されたもので、翻訳者の氏名を記載した日本語の訳文を添付）

③通称名を確認できる書類（通称名の使用を希望する場合）

- ・社会生活上通称名を使用していることがわかるもの。（名刺、名札、社員証等）

4 宣誓に必要なもの

①小山市パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

※宣誓日当日に記入していただきます。

②本人確認資料

- ・1点の提示で足りるもの（写真貼付の公的証明書）
例）個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、旅券、在留カード等
- ・2点以上の提示が必要なもの（写真貼付がない書類）
例）健康保険証、年金手帳、預金通帳等

5 交付する書類

○小山市パートナーシップ宣誓証明書（様式第2号）：1枚

お二人で1枚です。大切に保管してください。

○小山市パートナーシップ宣誓証明カード（様式第3号）：希望者1人につき1枚

※「とちまるシール」について

栃木県・茨城県・群馬県の3県で連携を行っています。茨城県・群馬県の医療機関で提示する際に、栃木県内の市町であることを示すために、宣誓証明カードに貼付します。

6 宣誓から宣誓証明書交付までの流れ

STEP 1 事前相談・予約

電話、メール、窓口にて事前にご相談をお願いします。

- ・ 宣誓することができる方の要件の確認
- ・ 必要書類の確認
- ・ 宣誓日時、場所の調整
- ・ 宣誓日の決定
- ・ 宣誓の流れの説明

《問い合わせ・受付窓口》

栃木県小山市中央町1-1-1

人権・男女共同参画課（小山市役所 5階）

受付時間：8時30分～17時15分

（土日祝祭日、年末年始を除く）

Tel：0285-22-9292

Fax：0285-22-9256

Mail：d-jinken@city.oyama.tochigi.jp

STEP 2 パートナースHIPの宣誓・証明書の交付

【宣誓】

- ・ 予約した日時に、必ずお二人そろってお越しください。
- ・ 必要書類を忘れずご持参ください。
 - 住所確認書類
 - 独身を証明できる書類
 - 通称名を確認できる書類
- ・ 本人確認を行いますので、本人確認書類をご持参ください。
- ・ 市職員立会いのもと、宣誓書へ署名していただきます。

【証明書の交付】

- ・ 宣誓証明書は1枚のみ、宣誓証明カードは希望者1人につき1枚

7 宣誓後の手続き

申請の際には本人確認を行います。本人確認ができるもの（P2.4-②）を参照の上、ご持参ください。

(1) 宣誓事項の変更について

住所や氏名など宣誓書の内容に変更があったとき。

【提出書類】：小山市パートナーシップ宣誓内容変更届（様式第4号）

【必要書類】：変更の内容がわかる書類

(2)宣誓証明書等の再交付について

紛失や汚損、破損等又は宣誓証明書等の内容に変更があったとき。

【提出書類】：小山市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第5号）

※宣誓証明書等の内容の変更は、「(1)宣誓事項の変更について」の手続きも合わせて行う必要があります。

(3)宣誓証明書等の返還について

「3 宣誓することができる方」の要件を欠いたときやパートナーシップを解消したときなど。

【提出書類】：小山市パートナーシップ宣誓証明書等返還届（様式第6号）

8 Q&A

【制度について】

Q. パートナーシップ宣誓制度と婚姻の違いはなんですか？

A. 婚姻は、民法上の規定に基づく法律上の親族になり、相続等の財産上の権利や税金の控除、親族の扶養義務等の様々な権利・義務が発生します。

一方、小山市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q. 法的な効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A. 小山市ではすべての人の人権が尊重される社会の実現を目指しています。制度の導入により、パートナーと共同生活を送りながらも、その関係性を証明する手段が少なく、生活上の困難や生きづらさを抱えている方に対して、市が精神的な支援をするとともに、市民が多様な性についての理解を深めることを目的としています。

Q. 宣誓証明書はどこで利用できますか？

A. 現時点では、下記の市の行政サービスや栃木県が提供するサービスを利用することができます。市の行政サービスについては、今後利用できる業務について検討を重ね、順次、市ホームページ等で公表します。

<小山市の行政サービス>

- ・市営住宅の入居申込み（建築課）
- ・公営墓地(墓園やすらぎの森)の使用申込み（環境課）
- ・犯罪被害者等支援条例に基づく見舞金の支給（市民生活安心課）
- ・消防にかかるり災証明及び救急搬送証明の代理人申請（消防署）

小山市 HP



<栃木県のサービス>

- ・県営住宅の入居申し込み
- ・とちぎ結婚応援カード(とちマリ)の利用
- ・医療機関での面会等(栃木県内13施設)

※栃木県・茨城県・群馬県の3県連携により、茨城県、群馬県のホームページに掲載されている医療機関でもご利用できます。

栃木県 HP



Q. 宣誓証明書、宣誓証明カードはすぐに交付されますか？

A. 提出された書類に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は、即日交付いたします。ただし、内容の確認等に時間を要する場合があります。交付する書類は、宣誓証明書を1枚、宣誓証明カードは希望者1人につき1枚です。

Q. 制度の利用に際し、プライバシーは守られますか？

A. 宣誓の際は、希望する方には個室で対応します。事前予約の際にお申し出ください。また、提出書類に記載された内容などの個人情報、個人情報保護法の手続きにより、厳重に保管し、情報漏洩が無いよう注意します。なお、パートナーシップ宣誓制度は、市独自の制度のため、戸籍などに記載されることはありません。

Q. 宣誓書は何年間保存されますか？

A. 長期保存します。但し、宣誓書等を返還した場合や宣誓が無効になった場合を除きます。

Q. なりすましや偽装等の悪用をされませんか？

A. 宣誓する際には、独身であることを証明する書類、本人確認を行う身分証明書の提示を求め、宣誓書には2人それぞれに自署していただくことにより、なりすまし等の悪用を防止します。

また、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該宣誓を無効とし、証明書の返還を求めます。正当な理由なしに返還されないときは、無効にした証明書の番号を関係機関に周知するなど、適切な対応をいたします。

【申請や条件について】

Q. 申請に費用はかかりますか？

A. 申請は無料です。ただし、宣誓の際に提出いただく必要書類の交付手数料などは、自己負担となります。

Q. 郵便やメール等や代理での宣誓書の受付はできますか？

A. 郵便やEメールでは受け付けていません。また、本人確認のうえ、宣誓書にご記入いただく必要がありますので、代理での宣誓はできません。宣誓する際は必ず宣誓する方がお二人そろってお越しください。

Q. 同居していないと宣誓できませんか？

A. 同居することは要件としていません。宣誓する日から 14 日以内に小山市の住所に転入予定であれば宣誓できます。ただし、転入してから 14 日以内に本市の住民票の写しを提出してください。

Q. 転入予定でも宣誓できますか？

A. 宣誓する日から 14 日以内に小山市の住所に転入予定であれば宣誓できます。宣誓の際に転入予定先、転入予定日等を記載していただき手続きをすることができます。なお、宣誓日から 14 日以内に転入が確認されないときは、宣誓は無効とします。

Q. 「婚姻要件を備えている」とはどのような場合ですか？

A. 民法で規定されている以下の婚姻できない関係でないことを指します。

- ・直系血族又は三等親内の傍系血族の関係
- ・直系姻族の関係
- ・養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属の関係。ただし、養子と養親の関係であって、離縁により当該関係が終了した場合は宣誓することができます。

Q. なぜ養子縁組をしていると宣誓できないのですか？

A. パートナースhip制度は、婚姻関係のようにお二人が対等の立場で、相互に協力し合いながら継続的に同居することを誓約するものです。

そのため、養子縁組をしている場合は、関係が重複してしまうということから、本制度を受けたい場合には養子縁組を解消した場合に限り宣誓を認めることとしています。

Q. 通称名は使用できますか？

A. 使用することができます。通称名の使用を希望する場合には、交付する宣誓証明書及び宣誓証明カードの裏面に、戸籍上の氏名を併記します。日常的に通称名を使用していることがわかるものをご提示ください。

【その他の手続きについて】

Q. 小山市外に転出するときはどうしたらよいですか？

A. 転出するときは、証明書等返還届を提出し、宣誓証明書等を返還してください。
ただし、一方が転勤又は親族の疾病その他やむを得ない事情の場合は担当係にご相談ください。
また、栃木県内の他市町への転出であれば、栃木県の制度を活用し、栃木県へ「パートナーシップ宣誓継続申告書」を提出又は郵送することで、「とちぎパートナーシップ宣誓書受領カード」の交付を受けることができます。
栃木県に「とちぎパートナーシップ宣誓継続申告書」を提出する際には、「小山市パートナーシップ宣誓証明書」の写しを原本証明しますので、お申出ください。

Q. 関係を解消した場合は、どうしたらよいですか？

A. パートナーシップを解消した場合は、返還届を提出し、宣誓証明書等を返還してください。

Q. パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

A. 婚姻に類似した関係を構築する方法には、公正証書としてパートナー契約証書や任意後見契約を結ぶ方法や、遺言書を作成することなどで可能なことがあります。公証制度については、最寄りの公証役場にご相談ください。

◇小山公証役場

住所：小山市城東１－６－３６ 小山商工会議所会館３Ｆ

電話：０２８５－２４－４５９９

※公正証書とは

判事や検事などを長く務めた人たちのうち、法務大臣から任命された人（公証人）が法律に従って作成する文書です。公正証書は「公文書」であり、証明力の高いもので、「公証役場」で作ることができます。

最寄りの公証役場としては小山公証役場があります。